

## 公認心理師・臨床心理士受験資格について

### ○昼間クラス（加東キャンパス）

公認心理師・臨床心理士両方の受験資格に対応した養成カリキュラムを編成しますが、公認心理師の受験資格取得を優先した教育課程となっています。そのため、臨床心理士対象科目の履修の機会は限られていますので、臨床心理士受験資格取得希望者は慎重に履修計画を立ててください。

### ○夜間クラス（神戸ハーバーランドキャンパス）

夜間クラスでは臨床心理士受験資格に対応した養成カリキュラムを編成しています。

なお、夜間クラスの学生で公認心理師受験資格の取得を希望する方は、平日の昼間（1～5限）に加東キャンパスで開講する授業科目（「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」「家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と支援の展開」「心理実践実習（10単位）」など）を履修することが必要となります。

### ◎公認心理師の経過措置（受験資格の特例）にかかる科目の読み替えの確認について

#### 【以下の事項について、必ず確認してください。】

公認心理師受験資格については、2018年4月以降に兵庫教育大学大学院臨床心理学コースに入学する場合、兵庫教育大学大学院に入学する前に、ご自身の出身大学学部において公認心理師受験資格を得るために必要な所定の科目を修めている必要があります。大学学部における公認心理師受験資格については、下記のように特例の要件がありますので、ご自身でその要件を満たすかどうかを必ず確認してください。

#### (1) 2018年3月卒業予定者（現在、4年制大学学部 to 所属している方）

法施行日（2017年9月15日）において大学学部 to 在学している場合は、卒業までに大学において「省令で定める科目」に相当する科目を履修し単位を修得すれば、大学学部における特例の要件を満たします。卒業後、兵庫教育大学大学院臨床心理学コースに入学し、大学院において「省令で定める科目」を修め、その課程を修了した場合には、公認心理師受験資格を得ることができます。

なお、大学学部の科目の要件を満たすかどうかについては、ご自身の所属大学に必ず問い合わせてください。

#### (2) 既に4年制大学を卒業している方

既に大学学部を卒業している場合には、ご自身が卒業した学部において「省令で定める科目」に相当する科目を履修していれば特例の要件を満たします。要件を満たすかどうかについては、卒業した大学に必ず問い合わせ下さい。

※公認心理師受験資格に対応したカリキュラム履修の際には、授業料の他に実習費用の一部を別途負担いただく予定です。

ご不明な点がございましたら下記までメールでお問い合わせ下さい。

**【お問い合わせ先】**

兵庫教育大学学務課教務チーム [aca-daigakuin@hyogo-u.ac.jp](mailto:aca-daigakuin@hyogo-u.ac.jp)

**(参考)**

公認心理師法 附則第2条第1項第3号

施行日前に学校教育法に基づく大学に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、施行日以後に同法に基づく大学院において第7条第1号の文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めてその課程を修了したもの

公認心理師全般に関しては、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116049.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167172.html>